公　告

諸　事　項

工場財団

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に広島県呉市音戸町南隠渡一丁目1918番地株式会社音戸工作所音戸工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年１月21日　　広島法務局呉支局

国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の夕張シューパロダムの管理規程の制定及び川端ダムの管理規程の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項の規定に基づき、国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の夕張シューパロダムの管理規程を制定し、川端ダムの管理規程を変更したので、同条第２項の規定に基づき、変更後の管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。

平成27年１月21日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

１　管理規程の概要

⑴　夕張シューパロダム

ア　管理者

北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所長

イ　貯水、取水又は放流に関する事項

(ｱ)　貯水池の常時満水位は、標高297.00メートルとする。

(ｲ)　貯水池の最低水位は、標高259.60メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(ｳ)　かんがい用水のためのダムからの放流量は、次に掲げる量を基準とする。

ダム名　夕張シューパロダム

４月21日から５月10日まで　45.857立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　70.419立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　44.908立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　62.972立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　46.633立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.115立方メートル毎秒

ウ　その他管理規程に記載されている事項

(ｱ)　ダムの操作、点検及び整備に関する事項

(ｲ)　緊急事態における措置に関する事項

(ｳ)　その他施設の管理に関し必要な事項

エ　管理規程の施行日

平成27年４月１日

⑵　川端ダム

ア　管理者

北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所長

イ　貯水、取水又は放流に関する事項

(ｱ)　貯水池の常時満水位は、標高83.30メートルとする。

(ｲ)　貯水池の最低水位は、４月21日から８月31日までは標高82.80メートル、９月１日から４月20日までは標高81.80メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(ｳ)　かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

地点名　道央注水工取水口

４月21日から４月30日まで　12.047立方メートル毎秒

５月１日から５月10日まで　9.876立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　17.484立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　10.674立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　13.840立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　10.711立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.014立方メートル毎秒

地点名　由仁幹線取水口

４月21日から５月10日まで　8.011立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　15.841立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　11.697立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　15.134立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　11.758立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.016立方メートル毎秒

地点名　栗山幹線取水口

４月21日から５月10日まで　6.584立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　13.007立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　8.952立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　12.011立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　9.010立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.017立方メートル毎秒

(ｴ)　かんがい用水のための放流量は、次に掲げる各地点の量を基準とする。

地点名　長沼頭首工取水口

４月21日から５月10日まで　8.118立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　16.013立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　10.556立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　14.426立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　10.632立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.024立方メートル毎秒

地点名　栗沢頭首工取水口

４月21日から５月10日まで　3.687立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　7.285立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　5.200立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　6.636立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　5.221立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.008立方メートル毎秒

地点名　幌向揚水機取水口

４月21日から４月30日まで　3.473立方メートル毎秒

５月１日から５月10日まで　2.846立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　5.975立方メートル毎秒

５月26日から６月30日まで　4.379立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　5.553立方メートル毎秒

７月11日から８月31日まで　4.510立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.005立方メートル毎秒

地点名　新夕張揚水機取水口

４月21日から４月30日まで　4.658立方メートル毎秒

５月１日から５月５日まで　4.857立方メートル毎秒

５月６日から５月10日まで　0.959立方メートル毎秒

５月11日から５月25日まで　2.194立方メートル毎秒

６月11日から６月30日まで　0.955立方メートル毎秒

７月１日から７月10日まで　2.723立方メートル毎秒

７月11日から８月15日まで　0.975立方メートル毎秒

８月16日から８月31日まで　4.956立方メートル毎秒

９月１日から４月20日まで　0.007立方メートル毎秒

ウ　その他管理規程に記載されている事項

(ｱ)　ダムの操作、点検及び整備に関する事項

(ｲ)　緊急事態における措置に関する事項

(ｳ)　その他施設の管理に関し必要な事項

エ　管理規程の施行日

平成27年４月１日

２　管理規程の備置場所

北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所（北海道夕張市南部青葉町573番）